

関東甲信地方都県 熱中症対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
気象庁予報部予報課気象防災推進室

熱中症警戒アラート（試行）について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては格別の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

これまで、熱中症予防に関して、気象庁は高温注意情報、環境省は暑さ指数（WBGT）によって広く注意を呼びかけてきており、国民の「熱中症」そのものに対する認知度は高まってきています。しかしながら、具体的な熱中症予防行動には未だ十分に結びついていないことから、効果的な情報発信により、適時適切な熱中症予防行動に繋げることが課題となっております。

そこで本年7月1日（6月30日17時発表分）より、環境省と気象庁が連携して、関東甲信地方において、暑さ指数（WBGT）に基づいた熱中症予防のための新たな情報発信を「熱中症警戒アラート（試行）」（詳細は別紙参照）として先行的に実施することを計画しています。これは、熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促す事を目的として発表するものです。また、令和3年度以降には全国展開することを予定しています。

つきましては、本事務連絡を貴都県内の関係部署や関係団体、市区町村に回付いただきますとともに、今夏において「熱中症警戒アラート（試行）」が発表（※）された際の熱中症予防対策の一層の強化並びに、発表後に貴都県内の関係部署や関係団体、市区町村への速やかな情報展開（この事務連絡の回付を受けた市区町村においては、貴市区町村内の関係団体への情報展開）について、下記のとおり御協力をお願い申し上げます。

なお、具体的な実施内容等については改めて6月中にお知らせ致します。

※これまでの高温注意情報の名称で情報を発信しますが、これが新しい情報であることがわかるように、文中に「この情報は令和3年度からの全国展開を予定している「熱中症警戒アラート(試行)」に相当する情報」と明示します。

記

<「熱中症警戒アラート（試行）」発表時の熱中症予防対策の一層の強化について>

- 貴都県、市区町村の熱中症予防対策の一層の強化及び関連施策への活用・反映（例：熱中症予防啓発パトロールの実施・強化、デジタルサイネージ等での住民への呼びかけ等）

<「熱中症警戒アラート（試行）」発表後の速やかな情報展開について>

- 貴都県内の関係部署、関係団体へ（例：学校・福祉分野・労働現場等）
- 貴都県から市区町村へ
- 貴市区町村から関係団体へ（例：学校・福祉分野・労働現場等。また、防災無線放送等を活用した住民への周知等）

気象庁から都県への情報の流れや取得方法については、気象庁の担当にご照会ください。

《本件に関する照会先》

熱中症対策全般について

環境省大臣官房環境保健部環境安全課 福嶋、石橋

電話 03-5521-8261

メール netsu@env.go.jp

暑さ指数（WBGT）及び熱中症警戒アラート（試行）の活用・先行実施について

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 永田、大堀

電話 03-5521-8300

メール heat@env.go.jp

熱中症警戒アラート（試行）の情報の詳細・取得方法について

気象庁予報部予報課気象防災推進室 土井内、佐藤

電話 03-3212-8341（内線3124）

メール n.doiuchi@met.kishou.go.jp

以上